

# 留寿都村子育て応援 ガイドブック



留寿都村

令和5年5月





## 健康に関するサービス・手続等

健康に関する必要な情報をご紹介します。

①母子手帳の交付	4
②保健師等による相談・保健指導・訪問指導等	4
③妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・乳幼児精密健康診査	4
④助産師訪問	4
⑤骨盤・乳房ケア教室	5
⑥成人等歯科健康診査 <b>村独自事業</b>	5
⑦各種予防接種 <b>村独自事業(一部)</b>	5
⑧出生届	6
⑨乳児の健康診査	6
⑩乳幼児への歯科健康診査・フッ素塗布	6
⑪1歳6か月児・3歳児の健康診査・歯科健康診査	6

## 子育て支援・教育に関するサービス・手続等

子育て支援・教育に関する必要な情報をご紹介します。

⑫出産祝金・「君の椅子」の贈呈 <b>村独自事業</b>	7
⑬子育て支援センター	7
⑭乳児相談	7
⑮ブックスタート事業	8
⑯子どもの発達や障がいへの支援	8
⑰離乳食教室	9
⑱保育所	9
⑲一時保育	10
⑳小学校・中学校	10
㉑小型児童館	11
㉒放課後児童クラブ	11
㉓なんでもチャレンジクラブ <b>村独自事業</b>	12
㉔スポーツ活動奨励事業 <b>村独自事業</b>	12
㉕生涯学習ふれあいの旅研修事業 <b>村独自事業</b>	12
㉖放課後まなびサポート事業 <b>村独自事業</b>	13
㉗放課後学習支援事業（練成会 ONLINE） <b>村独自事業</b>	13
㉘学力向上支援事業 <b>村独自事業</b>	14
㉙高等学校	14

## 経済支援に関するサービス・手続等

子育てに係る経済支援に関する必要な情報をご紹介します。

③0 出産応援給付金の給付	15
③1 妊産婦の健康診査等に係る交通費の助成	15
③2 子育て応援給付金の支給	15
③3 児童手当	16
③4 児童扶養手当	16
③5 特別児童扶養手当	16
③6 生後1か月の健康診査費の助成	村独自事業 17
③7 紙おむつ等の購入費の助成	村独自事業 17
③8 子どもの医療費の助成	村独自事業(一部) 17
③9 ひとり親家庭等の医療費の助成	村独自事業(一部) 18
④0 ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成	村独自事業 19
④1 在宅障がい者(児)の施設通所に係る交通費の助成	村独自事業 19
④2 重度心身障がい者の医療費の助成	村独自事業(一部) 20
④3 保育料等の助成	村独自事業 20
④4 入学祝金の贈呈	村独自事業 21
④5 学校給食費の助成	村独自事業 21
④6 特別支援教育就学奨励費の支給	21
④7 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費の交付	22
④8 奨学金の給付	村独自事業 22





## 子育て相談窓口

子育てをする上で何か相談・困りごと等がありましたらご連絡ください。

子育て相談窓口	23
---------	----





	妊娠	出産	0歳	1歳	2歳~3歳	4~5歳	6歳~12歳	13歳~15歳	16歳~18歳	19歳~		
健康	①母子手帳の交付 (4 ㄱ)	⑧出生届 (6 ㄱ)	⑨乳児の健康診査 (6 ㄱ)									
	②保健師等による相談・保健指導・訪問指導等 (4 ㄱ)											
	③妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・乳幼児精密健康診査 (4 ㄱ)											
	④助産師訪問 (4 ㄱ)			⑤骨盤・乳房ケア教室 (5 ㄱ)			⑪1歳6か月児・3歳児健康診査・歯科健康診査 (6 ㄱ)					
	⑥成人等歯科健康診査 (5 ㄱ)			⑩乳幼児への歯科健康診査・フッ素塗布 (6 ㄱ)								
⑦各種予防接種 (5 ㄱ)												
子育て支援・教育		⑫出産祝金・「君の椅子」の贈呈 (7 ㄱ)	⑬子育て支援センター (7 ㄱ)			⑭保育所 (9 ㄱ)		⑮小学校・中学校 (10 ㄱ)		⑯高等学校 (14 ㄱ)		
		⑰ブックスタート事業 (8 ㄱ)			⑱一時保育 (10 ㄱ)			⑲小型児童館 (11 ㄱ)				
		⑲子育て支援センター (7 ㄱ)		⑳離乳食教室 (9 ㄱ)				㉑放課後児童クラブ (11 ㄱ)		㉒放課後まなびサポート事業 (13 ㄱ)		
		⑳ブックスタート事業 (8 ㄱ)			㉓子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)			㉔なんでもチャレンジクラブ (12 ㄱ)		㉕放課後学習支援事業 (練成会 ONLINE) (13 ㄱ)		
		㉖子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)			㉗生涯学習ふれあいの旅研修事業 (6年生) (12 ㄱ)		㉘学力向上支援事業 (14 ㄱ)		㉙スポーツ活動奨励事業 (12 ㄱ)			
		㉚子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)			㉛子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㉜子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㉝子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㉞子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)	
		㉞子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)			㉟子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㊱子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㊲子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)		㊳子ども発達や障がいへの支援 (8 ㄱ)	
経済支援	⑳出産応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉑児童手当 (16 ㄱ)、㉒児童扶養手当 (16 ㄱ)・㉓特別児童扶養手当の支給 (16 ㄱ)									
	㉔妊産婦の健康診査等に係る交通費の助成 (15 ㄱ)		㉕生後1か月の健康診査費の助成 (17 ㄱ)			㉖紙おむつ等の購入費の助成 (17 ㄱ)		㉗入学祝金の贈呈 (21 ㄱ)		㉘入学祝金の贈呈 (21 ㄱ)		
	㉙子育て応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉚子どもの医療費の助成 (17 ㄱ)、㉛ひとり親家庭等の医療費の助成 (18 ㄱ)、㉜重度心身障がい者の医療費の助成 (20 ㄱ)			㉝奨学金の給付 (22 ㄱ)		㉞奨学金の給付 (22 ㄱ)		㉟奨学金の給付 (22 ㄱ)		
	㉙子育て応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉚保育料等の助成 (20 ㄱ)			㉛学校給食費の助成 (21 ㄱ)		㉜特別支援教育就学奨励費の支給 (21 ㄱ)		㉝要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費の交付 (22 ㄱ)		
	㉙子育て応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉚ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)			㉛在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		㉜ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)		㉝在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		
	㉙子育て応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉚ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)			㉛在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		㉜ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)		㉝在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		
	㉙子育て応援給付金の給付 (15 ㄱ)		㉚ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)			㉛在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		㉜ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成 (19 ㄱ)		㉝在宅障がい者 (児) の施設通所に係る交通費の助成 (19 ㄱ)		

## 【健康に関するサービス・手続等】



### ① 母子手帳の交付

保健医療課にて交付します。

手続に必要な物	医療機関で発行された妊娠届	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ② 保健師等による相談・保健指導・訪問指導等

子育てに係る不安の軽減と、疾病の早期発見や早期治療につながるよう相談をお受けします。

お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131
-------	-------------	------------------

### ③ 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・乳幼児精密健康診査

妊産婦及び乳幼児に係る健康診査の費用を助成します。

対象者	妊産婦、乳幼児	
内 容	健康診査又は検査に係る費用の全額を助成します（一部助成の対象外となる検査項目があります。） 1) 妊婦一般健康診査のうち一定の検査項目（最大14回） 2) 超音波検査（最大11回） 3) 産婦健康診査（産後2週間、産後1か月の最大2回） 4) 新生児聴覚検査（初回検査、確認検査） 5) 妊婦精密健康診査（医師が必要と認めた場合に1回） 6) 乳幼児精密健康診査（医師が必要と認めた場合に乳児は最大2回、1歳6か月児・3歳児は1回）	
実施場所	受診先の医療機関（村が委託する医療機関）	
手 続	妊娠届提出時に受診票を交付します（道外の医療機関等で検査を受ける場合は取扱いが異なりますのでご相談ください。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ④ 助産師訪問

助産師が訪問により母体管理や育児指導等を行います。

対象者	妊産婦	
内 容	1) 産前訪問（妊娠期間中に3回） 身体的、精神的等の理由により特に支援を要する妊婦 2) 産後訪問（産後6か月までに2回） 全ての産婦及びその乳児 3) 産後追加訪問（産後訪問終了後から産後6か月までに2回） 身体的、精神的等の理由により特に支援を要する産婦及びその乳児	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

⑤ **骨盤・乳房ケア教室**

助産師による講義と個別相談により、妊娠中、出産後の適切な母体管理と育児手技を学びます。

対象者	妊婦、産後1年未満の女性	
会場	るすつ子どもセンターぽっけ	
開催時期	年2回：9月、3月を予定（対象者には個別にご案内します。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

⑥ **成人等歯科健康診査** **村独自事業**

妊娠期の口腔衛生は出産及び胎児の成長に重要であることから、妊婦の歯科健康診査の費用を助成します。

対象者	妊婦 ※加入する医療保険で歯科健康診査が実施される場合は対象外となります。	
内容	問診、口腔内診査（歯、歯周組織等）、歯磨きの確認、口腔衛生指導、簡易な口腔内清掃	
実施場所	留寿都歯科診療所	
手続	妊娠届提出時に受診票を交付します。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

⑦ **各種予防接種** **村独自事業(一部)**

お子さんが病気にかかるのを防ぐため、予防接種を行います。任意で行う一部の予防接種について、接種費用の助成を行います。

内容	<p>出生後、保健師から内容、スケジュール等についてご説明します。</p> <p>1) 定期接種：法に基づく予防接種であり、生後2か月から開始となります。</p> <p>2) 準定期接種：任意で接種する「おたふくかぜ」と「日本脳炎」の一部について、接種費用の全額を助成します。</p> <p>3) インフルエンザ予防接種：高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの接種費用の全額を助成します。</p>	
実施場所	<p>留寿都診療所</p> <p>*里帰り出産等により留寿都診療所以外で接種する場合は、事前にご相談ください（助成の内容が異なる場合があります。）。</p>	
接種日時	<p>接種の1週間前までに留寿都診療所に予約が必要となります。</p> <p>定期接種、準定期予防接種は、原則、次の日程で接種となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週木曜日（翌日が休日の場合を除く。）</li> <li>・受付時間：午後1時～午後1時15分</li> </ul>	
予約先	留寿都診療所	☎ (0136) 46-3774
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑧ 出生届

お子さんが生まれた日から14日以内に出生届を出してください。

手続きに必要な物	記入済の出生届、母子健康手帳	
お問合せ先	住民福祉課 戸籍住民係	☎ (0136) 46-3131

### ⑨ 乳児の健康診査

お子さんの順調な心身の発達と健康を守るため、各月齢（年齢）にあわせて健康診査を行います。

対象者	3・4か月児、6・7か月児、9・10か月児、12・13か月児 ※上記の月齢以外の希望者も受診が可能です。	
内容	身体計測、問診、内科診察、保健指導、栄養指導	
実施場所	るすつ子どもセンターぽっけ	
実施時期	年6回：4月、6月、8月、10月、12月、2月を予定（対象者には個別にご案内します。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑩ 乳幼児への歯科健康診査・フッ素塗布

むし歯の予防と歯質の強化のため、歯科健康診査、歯科衛生士によるフッ素塗布、生活習慣の改善等の保健指導を行います。

対象者	未就学児	
内容	歯科健康診査、歯科指導、フッ素塗布	
実施場所	るすつ子どもセンターぽっけ	
実施時期	年3回：6月、10月、2月を予定（1歳未満のお子さんがいる場合は個別にご案内します。1歳以上のお子さんがいる場合はお申込みが必要となります。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑪ 1歳6か月児・3歳児の健康診査・歯科健康診査

お子さんの順調な心身の発達と健康を守るため、各月齢（年齢）にあわせて健康診査を行います。

対象者	1歳6か月～2歳児、3歳～3歳6か月児	
内容	身体計測、問診、内科診察、保健指導、栄養指導、歯科健康診査、フッ素塗布	
実施場所	るすつ子どもセンターぽっけ	
実施時期	年2回：5月、11月を予定（対象者には個別にご案内します。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131



## 【子育て支援・教育に関するサービス・手続等】



### ⑫ 出産祝金・「君の椅子」 **村独自事業**

出産祝金の贈呈と新たに村民となった出生児に「君の椅子」を贈呈します。

対象者	出生の日以降初めての住民登録が村に記録される出生児を養育する保護者	
内 容	1) 出産祝金 出生児1人につき3万円 2) 「君の椅子」 出生児1人につき1脚	
手 続	不要 ※出生届を提出した際に窓口で出産祝金をお渡しします。 ※「君の椅子」の座面裏に、子どもの名前、誕生日、一連番号を刻印するため、お渡しするまで約2か月から3か月程度要します。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

### ⑬ 子育て支援センター

子育て家庭が「喜び」と「ゆとり」をもって子育てができるよう、保育士が育児相談等を行います。

対象者	未就学児、保護者、出産前の方、子育てに興味のある方、祖父母の方等	
内 容	育児相談、製作、講座等	
実施場所	るすつ子育て支援センター（るすつ子どもセンターぽっけ内）	
開放日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（時間内は自由に利用できます。）	
閉所日	土日祝祭日、年末年始（12月31日～翌年1月5日）	
申込方法	利用前に登録が必要です。るすつ子育て支援センターまでお問い合わせください。	
利用料金	無料	
お問合せ先	るすつ子育て支援センター	☎ (0136) 46-3253

### ⑭ 乳児相談

育児に関する不安や悩みを解消するため、育児相談と管理栄養士による栄養相談を行います。

対象者	未就学児、保護者	
内 容	育児に関する相談、栄養指導等	
実施場所	るすつ子どもセンターぽっけ	
実施時期	年3回：5月、9月、1月を予定 ※るすつ子育て支援センターを通じてお知らせします。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑮ ブックスタート事業

赤ちゃんとの楽しい時間を過ごす「きっかけづくり」として、乳幼児健診の機会に絵本等を配付します。

対象者	乳幼児	
配布物	ブックスタートパック ・絵本2冊（絵本は保護者が選ぶことができます。） ・イラストアドバイス集 ・コットンバック	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	☎ (0136) 46-3321

### ⑯ 子どもの発達や障がいへの支援

発達の心配や障がいのあるお子さんを対象に、児童発達支援センターへの通所等により、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

対象者	発達の心配や障がいのある児童	
主なサービス	1) 児童発達支援 療育の必要があると認められる未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 2) 放課後等デイサービス 就学中の障がい児に対し、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 3) 障がい児相談支援 障がい児の自立した生活を支え、お子さんとその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	
利用方法	サービスを希望される場合は、住民福祉課へご相談ください。	
利用者負担額	サービス利用料の1割が実費負担となります。 サービス利用料については、所得に応じて負担上限月額が決定されます。 負担上限月額については次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯：0円（無料）</li> <li>・市町村民税非課税世帯：0円（無料）</li> <li>・市町村民税所得割合計額が28万円未満の世帯：4,600円</li> <li>・市町村民税所得割合計額が28万円以上の世帯：37,200円</li> </ul> ※未就学児（3歳未満は除く）が児童発達支援等の一部サービスを利用する場合、無償化の対象となります。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

## ⑰ 離乳食教室

お子さんの発育に応じた離乳食のすすめ方や作り方などについて、調理実習と試食を行います。

対象者	生後4か月から12か月までの乳幼児及び保護者	
内 容	管理栄養士の指導のもと、月齢にあわせた離乳食の調理方法等の技術を習得します。	
実施場所	るすつ子どもセンターぽっけ	
実施時期	年3回：7月、11月、3月を予定（対象者には個別にご案内します。）	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

## ⑱ 保育所


日中保育が困難なご家庭の生後6か月以降のお子さんを預かり、保育を行います。

るすつ保育所	所在地：留寿都村字留寿都185番地29 (るすつ子どもセンターぽっけ内) 電話番号：(0136) 46-3253	
対象者	生後6か月から未就学児まで	
利用日	月曜日～土曜日 ※日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日～翌年1月5日）は閉所	
保育時間	月曜日～金曜日：午前7時30分～午後6時30分 土曜日：午前7時30分～午後0時30分	
保育料	0～2歳児：市町村民税非課税世帯 無料 0～2歳児：市町村民税課税世帯 住民税の課税状況に応じて算定（村からのふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金の交付により半額が助成されます。） 3～5歳児：無料 ※上記の外、多子世帯の減免等もあります。	
給食費	0～2歳児：保育料に含まれています。 3～5歳児：市町村民税非課税世帯 無料 3～5歳児：市町村民税課税世帯 4,500円/月※ ※村からのふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金の交付により半額を助成し、実負担額は2,250円/月となっています。	
入所案内	地区回覧や村ホームページ等でお知らせします。 ※継続入所のご家庭については個別にご案内します。 ※個別の各種金額等については、入所申請の際にご案内します。	
お問合せ先	るすつ保育所	☎ (0136) 46-3253




### ⑱ 一時保育

保護者の継続的・短期間就労、疾病及び私的な理由等により、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりします。

対象者	生後6か月から未就学児まで	
利用日	月曜日～金曜日 ※土日祝祭日、年末年始（12月31日～翌年1月5日）は閉所	
利用時間	午前9時～午後5時	
利用料金	1日当たり4時間未満：1,000円 1日当たり4時間以上：2,000円 ※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯については減免となります。	
お問合せ先	るすつ子育て支援センター	 (0136) 46-3253


### ⑳ 小学校・中学校

村立の小学校及び中学校があります。

留寿都小学校	所在地：留寿都村字留寿都174番地 電話番号：(0136) 46-3008	
留寿都中学校	所在地：留寿都村字留寿都179番地の1 電話番号：(0136) 46-3018	
入学の手続	1) 就学時健康診断（小学校：新入学児童のみ） 新年度から小学校に入学する予定の児童の保護者に就学時健康診断の案内を9月頃に発送します。 2) 入学通知書（小学校・中学校） 新年度から小学校及び中学校へ入学する予定の児童生徒の保護者に入学通知書を2月頃に発送します。	
転入・転居・転出の手続	1) 転入 転校前の学校から交付される在学証明書を持参し、教育委員会で入学通知書の交付を受けた後、学校で手続を行ってください。 2) 転居（村内） 転居により住所が変更となった場合は、教育委員会までご連絡ください。 3) 転出 学校から在学証明書等の必要書類を受け取り、転出先の教育委員会で手続を行ってください。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 学校教育係	 (0136) 46-3321


## ㉑ 小型児童館

お子さんに遊び場を提供して、自主的な活動を支援します。

るすつ小型児童館	所在地：留寿都村字留寿都185番地29 (るすつ子どもセンターぽっけ内) 電話番号：(0136) 46-3253	
対象者	18歳未満の児童	
開館日	月曜日～土曜日 ※日曜日、祝祭日、学校の臨時休業日、年末年始(12月31日～翌年1月5日)は閉所	
開館時間	夏期(4月から9月まで)：下校時～午後5時 冬期(10月から翌年3月まで)：下校時～午後4時30分 ※基本的に下校後一時帰宅してからの利用となります。	
バス通学の利用者	バス通学児童は、小型児童館利用承諾書を持参することで、下校時に小型児童館へ来ることができます ※利用承諾書は、るすつ子どもセンターぽっけにあります。	
利用料金	無料	
お問合せ先	るすつ子どもセンターぽっけ	 (0136) 46-3253

## ㉒ 放課後児童クラブ

小学生の放課後の生活や遊び場を提供し、お子さんの健全育成や保護者の子育てと仕事の両立を支援します。児童支援員等を配置し、安全確保や指導を行います。

放課後児童クラブ	実施場所：留寿都村字留寿都185番地29 (るすつ子どもセンターぽっけ内) 電話番号：(0136) 46-3253	
対象者	小学生	
利用日	月曜日～土曜日 ※日曜日、祝祭日、学校の臨時休業日、年末年始(12月31日～翌年1月5日)は閉所	
利用時間	1) 学校授業日：下校時～午後5時30分 2) 学校授業日以外：午前7時30分～午後5時30分 ※保護者の都合に応じて、午後6時30分まで延長可能	
申込方法	毎年2月頃に地区回覧等でご案内し、申請を受け付けます。 ※定員40名まで。加入申請書は、るすつ子どもセンターぽっけにあります。	
利用料金	一人当たり月額3,000円の外、保護者の会の会費として月額1,000円(おやつ代等の実費分)を負担していただきます。	
お問合せ先	るすつ子どもセンターぽっけ	 (0136) 46-3253

⑳ なんでもチャレンジクラブ **村独自事業**

学校の休日に子どもたちが多様な自然・社会・文化・スポーツ体験学習活動の機会を通じて、異学年又は地域の異世代との交流活動を行い、心豊かな子どもを育てるとともに、仲間づくりやリーダーとしての役割を学ぶことを目的に活動します。

対象者	小学生	
活動内容	1) 自然体験学習（散策しながら自然にチャレンジ等） 2) 社会体験学習（防災と自然観察にチャレンジ等） 3) 文化体験学習（創作活動、折り染めにチャレンジ等） 4) スポーツ体験学習（フットパスにチャレンジ等）	
利用料金	無料（活動内容によって、入園料や材料代の実費負担となります。）	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	☎ (0136) 46-3321

㉑ スポーツ活動奨励事業 **村独自事業**

ウィンタースポーツの振興を目的としてルスツリゾート ゴンドラ・リフトシーズン券の購入費用の一部を助成します。

対象者	ルスツリゾート ゴンドラ・リフトシーズン券を購入する村内に在住又は村立小中高に在学する児童生徒の保護者 ※当該事業を利用する児童生徒（高校生を除く。）の保護者やスキースポーツ少年団の登録指導者の方のシーズン券の購入経費に対しても助成しています。	
内 容	1) 小学生・中学生 ルスツリゾート ゴンドラ・リフトシーズン券の購入費用から5,000円を除いた額を助成します。 2) 高校生 ルスツリゾート ゴンドラ・リフトシーズン券の購入費用の2分の1以内を助成します。 ※児童生徒（高校生を除く。）の保護者・スキースポーツ少年団の登録指導者の助成額については、高校生と同様です。	
手 続	申請手続が必要ですので、教育委員会事務局にお問い合わせください。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	☎ (0136) 46-3321


㉒ 生涯学習ふれあいの旅研修事業 **村独自事業**

広い視野を持った少年活動のリーダーを養成するため、本村とは異なる気候、風土、歴史及び文化等を持つ地域で研修します。これまでは本村と姉妹都市提携を結んでいる兵庫県養父市を訪れ、児童同士の交流を行う外、養父市をはじめとする関西地方の多くの歴史的、文化的施設を見学し、見聞を広めています。

対象者	小学6年生	
助成金	村より旅費等の一部を助成します。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	☎ (0136) 46-3321


②⑥ 放課後まなびサポート事業 **村独自事業**

小学5・6年生及び中学生を対象に、公民館の学習室を利用して自習することができ、学習支援員が学習サポートを行います。

対象者	小学5年生・6年生、中学生	
内 容	<p>放課後に公民館の学習室で自習することができ、下記の日時で学習支援員が学習サポートを行います。</p> <p>1) 学習室利用 月曜日～金曜日 登校日：15時30分～20時30分 休校日：9時～20時30分</p> <p>2) 学習支援員による支援教科（15時30分～17時30分） 月・水・金曜日：英語 火・木曜日：国語、数学、英語、理科、社会</p> <p>なお、学習支援員による学習サポートは、インターネットの環境がある場所であれば、パソコンやタブレットを使ってサポートを受けることができます。</p>	
実施場所	留寿都村公民館 学習室（2階）	
利用方法	自由に利用することができます。 利用の際には、教育委員会事務局にお知らせください。	
利用料金	無料	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	 (0136) 46-3321

②⑦ 放課後学習支援事業（練成会 ONLINE） **村独自事業**

村が民間学習塾の練成会グループによるICT授業配信システム「練成会オンライン」を導入し、受講を希望する小学5・6年生及び中学生の保護者に対して受講料を助成します。

対象者	「練成会オンライン」の受講を希望する小学5・6年生及び中学生の保護者	
内 容	<p>練成会の講師の授業を学ぶことができるICT授業配信システム「練成会オンライン」を利用した場合の受講料を助成します。</p> <p>※教科（国語、数学、理科、社会、英語） ※1セット5教科のため、教科は選択できません。</p>	
実施場所	自宅や公民館学習室などのインターネットの環境がある場所	
手 続	申請手続が必要ですので、教育委員会事務局にお問い合わせください。	
助成内容	<p>月額2,200円（年額26,400円）の受講料を全額助成します。</p> <p>※教材費（年額12,100円）は自己負担となります。</p>	
お問合せ先	教育委員会 学務課 社会教育係	 (0136) 46-3321


⑳ 学力向上支援事業 **村独自事業**

放課後まなびサポート事業に登録している中学生を対象に学習意欲の向上と学習の習慣を定着化するため、株式会社進学舎が実施する「北海道学力コンクール」(模擬試験)の受験費用の一部を助成します。

対象者	放課後まなびサポート事業に登録し、北海道学力コンクールを受験する中学生の保護者	
内容	8月と1月に実施される模擬試験2回分を助成します(自己負担は、1,000円)。	
手続	申請手続が必要ですので、教育委員会事務局にお問い合わせください。	
お問合せ先	教育委員会学務課 社会教育係	☎ (0136) 46-3321

㉑ 高等学校

村立の昼間定時制高等学校があります。

北海道留寿都高等学校	所在地：留寿都村字留寿都179番地1 電話番号：(0136) 46-3376	
コース	<p>1) 国際農業コース 安心・安全で信頼される農作物を育て、未来を見据えた農業教育を行い、日本の農業の未来をつくる人材の育成を行います。</p> <p>2) 農業福祉コース 介護福祉養成校として、所定の単位を修得することで介護福祉国家資格の受験資格を取得することができ、介護施設等の即戦力として活躍する人材の育成を行います。</p> <p>留寿都高等学校には寄宿舎(清澄寮)があり、自宅から通学が困難な生徒が入寮しています。</p> <p>※詳細は、北海道留寿都高等学校ホームページをご覧ください。</p> <p><a href="https://rusutsu-highschool.ed.jp/">https://rusutsu-highschool.ed.jp/</a></p> 	
通学費助成	村外から路線バスで通学する場合は、通学費の半額を村から助成します。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 学校教育係	☎ (0136) 46-3321





## 【経済支援に関するサービス・手続等】



### ⑩ 出産応援給付金

妊娠期に係る経済的負担を軽減するため、出産応援給付金を支給します。

対象者	妊婦	
支給額	妊娠1回につき50,000円	
手続	妊娠届出時にアンケートに回答し、保健師による面談（受診状況や体調等を確認させていただきます。）を受けることで申請が可能となります。申請方法は、面談時に説明いたします。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑪ 妊産婦の健康診査等に係る交通費の助成

分娩可能な産科医療機関までの距離が遠いことから、妊産婦の健康診査や出産に係る交通費の一部を助成します。

対象者	本村から別の市町村にある医療機関に通って、妊産婦健康診査を受診又は出産した方	
内容	<p>1) 助成の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査 対象者が産科医療機関において健康診査（公費負担に限る。）を受けた時に要した交通費</li> <li>・出産 対象者が産科医療機関において出産した時に要した交通費</li> <li>・産婦健康診査 対象者が産科医療機関において産後概ね2週間程度及び1か月程度の時期に受診する健康診査に要した交通費</li> </ul> <p>2) 助成の額</p> <p>1回当たり片道715円、往復1,430円を助成します。</p>	
手続	母子手帳、振込先となる金融機関の口座がわかるものを持参の上、保健医療課に申請してください。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ⑫ 子育て応援給付金

乳児期の子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育て応援給付金を支給します。

対象者	児童を養育している方	
支給額	児童1人につき50,000円	
手続	出生後にアンケートに回答し、保健師による面談（体調や育児の状況を確認させていただきます。）を受けることで申請が可能となります。申請方法は、面談時に説明いたします。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

### ③ 児童手当

中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

対象者	中学校卒業までの児童を養育している方	
申請に必要な物	受給者名義の通帳、マイナンバーが確認できる書類	
支給額 (児童1人当たりの月額)	1) 3歳未満：一律15,000円 2) 3歳～小学校終了前：10,000円（第3子以降15,000円） 3) 中学生：一律10,000円 ※児童を養育している方の所得が制限限度額以上の場合は、「特例給付」として月額が一律5,000円支給（年齢不問）となります。 ※児童を養育している方の所得が上限限度額以上の場合は、児童手当及び特例給付は支給されません。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

### ④ 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童を養育する方に児童扶養手当を支給します。

対象者	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、又は20歳未満で一定の障がい状態にある方）を監護又は養育している方	
申請に必要な物	受給者名義の通帳、世帯全員の住民票、マイナンバーが確認できる書類	
支給額 (児童1人当たりの月額)	1) 児童1人の場合 全部支給43,160円（一部支給10,180円～43,150円） 2) 児童2人目の加算額 全部支給10,190円（一部支給5,100円～10,180円） 3) 児童3人目以降の加算額（1人につき）： 全部支給6,110円（一部支給3,060円～6,100円） ※ 支給額は国の制度に合わせ、変更となる場合があります。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

### ⑤ 特別児童扶養手当

心身に障がいのある児童を監護又は養育している方に特別児童扶養手当を支給します。

対象者	20歳未満の身体又は精神に概ね中以上の障がいのある児童を監護又は養育している方	
申請に必要な物	受給者名義の通帳、世帯全員の住民票、身体障害者手帳、マイナンバーが確認できる書類	
支給額 (児童1人当たりの月額)	1) 障がい程度1級：52,400円    2) 障がい程度2級：34,900円 ※ 所得制限があり、それを超える場合は支給停止となります。 ※ 支給額は国の制度に合わせ、変更となる場合があります。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

③⑥ 生後1か月の健康診査費の助成 **村独自事業**

生後1か月児健康診査に係る費用を助成します。

対象者	生後1か月児	
手続	医療機関が発行する領収書、領収明細書、母子手帳を持参の上、保健医療課に申請してください。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

③⑦ 紙おむつ等の購入費の助成 **村独自事業**

紙おむつ等の購入に係る費用の一部を助成します。

対象者	出生した日の属する月の翌月から18か月間までの乳幼児の保護者	
助成対象	紙おむつ（紙パンツを含む）、布おむつ、布おむつカバー、おむつライナー ※村内外を問わず通信販売等による購入も対象です。	
助成限度額	乳幼児1人につき、月額3,000円	
手続	領収書、振込先となる金融機関の口座がわかるものを持参の上、保健医療課に申請してください。	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

③⑧ 子どもの医療費の助成 **村独自事業(一部)**

高校3年生までのお子さんの医療費を助成します。

対象者	高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子ども	
助成内容	保険医療機関等がかかった医療費を全額助成します。ただし、健康保険適用外の費用（薬の容器代、健康診査費用、予防接種費用、文書料、入院時の食事代やパジャマ等）は助成の対象外です。	
申請及び届出	1) 助成を受けるためには「子ども医療費受給者証」が必要となりますので、保健医療課に申請してください。受給者証と健康保険証とあわせて医療機関窓口へ提示することで、一部負担金の助成を受けることができます。 2) 北海道外などの受給者証が使用できない医療機関を受診された場合などは、償還払の手続が必要となります。	
申請に必要な物	1) 受給者証の交付：健康保険証 2) 償還払の申請：領収書	
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131

③⑨ ひとり親家庭等の医療費の助成 **村独自事業(一部)**

ひとり親家庭等の父、母又はお子さんにかかる医療費を助成します。

対象者	1) 児童：父又は母に扶養されている方は満20歳到達後の月末までの方 2) 父又は母：上記の児童を扶養している配偶者のない方																										
内 容	助成の内容と窓口での自己負担額は、次のとおりです。 1) 児童 <table border="1" data-bbox="549 450 1428 779" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記以外の児童</td> <td>医科初診</td> <td>580円以内</td> </tr> <tr> <td>歯科初診</td> <td>510円以内</td> </tr> <tr> <td>柔道整復初診</td> <td>270円以内</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">・上記は1件当たりの自己負担額です。</p> 2) 父又は母 <table border="1" data-bbox="549 875 1142 1122" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医科初診</td> <td>580円以内</td> </tr> <tr> <td>歯科初診</td> <td>510円以内</td> </tr> <tr> <td>柔道整復初診</td> <td>270円以内</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">・上記は、1件当たりの自己負担額です。</p> <p>※健康保険適用外の費用（薬の容器代、健康診査費用、予防接種費用、文書料、入院時の食事代やパジャマ等）は助成の対象外です。</p>		区 分		自己負担額	高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童		0円	上記以外の児童	医科初診	580円以内	歯科初診	510円以内	柔道整復初診	270円以内	訪問看護	医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）	区 分	自己負担額	医科初診	580円以内	歯科初診	510円以内	柔道整復初診	270円以内	訪問看護	医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）
区 分		自己負担額																									
高校3年生（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童		0円																									
上記以外の児童	医科初診	580円以内																									
	歯科初診	510円以内																									
	柔道整復初診	270円以内																									
	訪問看護	医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）																									
区 分	自己負担額																										
医科初診	580円以内																										
歯科初診	510円以内																										
柔道整復初診	270円以内																										
訪問看護	医療給付の1割相当額（1月の上限は8,000円）																										
申請及び届出	1) 助成を受けるためには「ひとり親家庭等医療費受給者証」が必要となりますので、保健医療課に申請してください。受給者証と健康保険証とあわせて医療機関窓口へ提示することで、一部負担金の助成を受けることができます。 2) 北海道外などの受給者証が使用できない医療機関を受診された場合などは、償還払の手続きが必要となります。																										
申請に必要な物	1) 受給者証の交付：健康保険証 2) 償還払の申請：領収書																										
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131																									

④⑩ **ひとり親家庭の資格取得に要する経費の助成** **村独自事業**

ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ技能や資格の取得のため、各種講座を受講する場合に給付金を支給します。

対象者	20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母又は父で、北海道の自立支援教育訓練給付金の支給決定を受けている方	
内 容	<p>1) 対象講座</p> <p>北海道の自立支援教育訓練給付金の受講対象講座の指定を受けた講座（雇用保険の次の給付の指定講座）となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般教育訓練給付の指定講座（英語検定、簿記検定など。）</li> <li>・特定一般教育訓練給付の指定講座（介護職員初任者研修、介護支援専門員、大型自動車免許など。）</li> <li>・専門実践教育訓練給付の指定講座（介護福祉士、社会福祉士、看護師など。）</li> </ul> <p>2) 支給額</p> <p>受講料の3割相当額となります（上限額10万円）。</p> <p>※北海道からは、受講料の6割相当額（雇用保険該当者は、雇用保険の給付金の額を差し引いた額）が支給されます（上限額20万円）。</p>	
手 続	<p>申請書に次の書類を添付して住民福祉課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の給付金の受講対象講座指定通知書の写し</li> <li>・北海道の給付金の支給決定通知書の写し</li> </ul>	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

④⑪ **在宅障がい者（児）の施設通所に係る交通費の助成** **村独自事業**

障がい者（児）及び療育指導訓練を必要とするお子さん等の指導訓練施設等への通所に要する交通費について助成します。

対象者	児童発達支援センター等の施設に通所している方	
助成額	<p>1) バス利用者</p> <p>公共交通機関を利用して通所した場合に要する運賃</p> <p>2) 自家用車使用者</p> <p>1キロメートル当たり20円</p>	
申請に必要な物	申請書、申請者名義の通帳、利用施設からの通所証明書	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

④② 重度心身障がい者の医療費の助成 **村独自事業(一部)**

重度心身障がい者にかかる医療費を助成します。

対象者	1) 身体障害者手帳 1 級～ 3 級の方（3 級は内部障害に限る。） 2) 重度の知的障害者と判定され又は診断された方 3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方												
内 容	助成の内容と窓口での自己負担額は、次のとおりです。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校 3 年生（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までの児童</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>医科初診</td> <td>580 円以下</td> </tr> <tr> <td>歯科初診</td> <td>510 円以下</td> </tr> <tr> <td>柔道整復初診</td> <td>270 円以下</td> </tr> <tr> <td>指定訪問看護</td> <td>医療給付の 1 割相当額（1 月の上限は 8,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己負担額	高校 3 年生（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までの児童	0 円	医科初診	580 円以下	歯科初診	510 円以下	柔道整復初診	270 円以下	指定訪問看護	医療給付の 1 割相当額（1 月の上限は 8,000 円）
区 分	自己負担額												
高校 3 年生（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までの児童	0 円												
医科初診	580 円以下												
歯科初診	510 円以下												
柔道整復初診	270 円以下												
指定訪問看護	医療給付の 1 割相当額（1 月の上限は 8,000 円）												
申請及び届出	1) 助成を受けるためには「重度心身障がい者医療費受給者証」が必要となりますので、保健医療課に申請してください。受給者証と健康保険証とあわせて医療機関窓口へ提示することで、一部負担金の助成を受けることができます。 2) 北海道外などの受給者証が使用できない医療機関を受診された場合などは、償還払の手続が必要となります。												
申請に必要な物	1) 受給者証の交付：健康保険証 2) 償還払の申請：領収書												
お問合せ先	保健医療課 保健医療係	☎ (0136) 46-3131											

④③ 保育料等の助成 **村独自事業**

保育所を利用する方の経済的負担を軽減するため、保育料及び保育所給食費の半額を助成します。

対象者	保育料及び保育所給食費を負担している方	
内 容	保育料及び保育所給食費の半額を助成します。 ※詳しくは入所申請時にご案内します。	
お問合せ先	るすつ保育所	☎ (0136) 46-3253

④ 入学祝金 **村独自事業**

小学校・中学校に入学する児童・生徒の保護者に入学祝金を贈呈します。

対象者	村内の学校、村外の学校にかかわらず、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に入学する児童・生徒の保護者で、入学する年の4月1日現在において、住民登録が村に記録されている保護者	
内容	児童・生徒1人につき3万円	
手続	不要 ※対象となる児童・生徒の保護者に村からご案内します。	
お問合せ先	住民福祉課 住民福祉係	☎ (0136) 46-3131

⑤ 学校給食費助成金 **村独自事業**

保護者の経済的負担を軽減するため、小学校及び中学校の学校給食費の半額を助成します。

対象者	学校給食費を負担している方	
内容	学校給食費の半額を助成します。 ※利用者及び世帯全員に市町村民税等の滞納がないことが条件となります。 ※詳しくは入学時にご案内します。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 学校教育係	☎ (0136) 46-3321

⑥ 特別支援教育就学奨励費

保護者の経済的負担を軽減するため、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品など学校生活にかかる経費を支給します。

対象者	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	
対象経費	学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費等、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、学校給食費、その他就学のため教育委員会が特に認める経費 ※各費用には限度額がありますので、詳しくは教育委員会事務局にお問い合わせください。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 学校教育係	☎ (0136) 46-3321



④⑦ 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費

経済的な理由により就学が困難と認められる小学校及び中学校に在籍、または同学校に入学予定の児童生徒の保護者に対して必要な援助を行います。

対象者	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒又は入学予定の児童生徒の保護者	
対象経費	学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、体育実技用具費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費、アレルギー証明書作成費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費 ※各費用には限度額がありますので、詳しくは教育委員会事務局にお問い合わせください。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 学校教育係	☎ (0136) 46-3321

④⑧ 子育て支援奨学金 **村独自事業**

高校や大学等の進学を応援するため、返済の必要のない奨学金を給付します。

受給者の要件	1) 申請の日の6か月前から引き続き村内に住所を有する世帯であること。 2) 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村民税等の滞納がないこと。	
奨学生の要件	受給者の被扶養者であって、高校等や大学等に在学している方	
給付金額と給付期間	1) 奨学金は奨学金の受給者に対し給付されます。 大学生等の世帯 月額8,000円 (年額96,000円) 高校生等の世帯 月額5,000円 (年額60,000円) 2) 奨学金の給付期間は、奨学生の正規の就学年限です。	
給付時期	3か月分をまとめて、年4回給付します。	
お問合せ先	教育委員会 学務課 総務係	☎ (0136) 46-3321





## ■子育て相談窓口

子育てに関する不安や悩みなど、次の窓口にて相談を受け付けています。

相談窓口	主な相談内容	電話番号
住民福祉課	・身体及び精神に障がいを持つお子さんの各種福祉制度（各手帳の申請等）に関する相談 ・児童虐待に関する相談	(0136) 46-3131
保健医療課	・妊産婦やお子さんに係る心や身体の健康、生活習慣及び子育て等に関する相談	(0136) 46-3131
るすつ子どもセンター 一ぼっけ	・育児・子どものしつけ等、子育てに関する相談	(0136) 46-3253
教育委員会 学務課	・学校に関する相談 ・いじめ・不登校に関する相談	(0136) 46-3321

---

## 留寿都村子育て応援ガイドブック

令和5年5月発行

編集・発行：留寿都村 住民福祉課  
るすつ子どもセンター  
保健医療課  
留寿都村教育委員会

- 
- 本冊子に掲載されている各制度のサービスの内容、支給額等については、令和5年4月現在の状況です。今後、法改正等により変更される場合があります。